

平成14年9月19日

金融庁長官

高木 祥吉 殿

石岡信用金庫

金融整理管財人 関 周 行

金融整理管財人 渡 辺 洋

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）の提出について

預金保険法第80条に基づき、別紙のとおり、「報告書(補遺)」を提出いたします。

I はじめに

石岡信用金庫は、平成14年3月1日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当金庫の財産をもって、債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

預金保険法第80条では、金融整理管財人は就任後遅滞なく、石岡信用金庫がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融庁長官に報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査作業を開始し、平成14年7月26日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った石岡信用金庫の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、石岡信用金庫の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人が委嘱する弁護士3名、公認会計士3名等で構成する経営責任説明委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係機関との協議、情報交換を通じて法的責任追及の慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告します。

第2 刑事責任追及について

当金庫の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらの者であっ

た者が背任罪等の犯罪を犯したと疑うに足りる融資案件の有無に関し、融資関係帳簿、会計帳簿等の関係書類をもとに、融資実行時の融資審査の状況等について調査し、犯罪行為の有無を検討することとしました。

現時点まで、関係書類を精査するなど網羅的な調査を行い、犯罪性が認められる事案であるかどうか慎重に検討してきましたが、告訴には至りませんでした。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事上の責任追及のための調査方針

調査の対象を、当金庫の破綻の要因となった破綻懸念先、実質破綻先および破綻先の債務残高(但し、仮払金を除く)43,481百万円の86.8%を占める毀損額が300百万円を超える大口融資先41先とし、調査した不良債権額の総額は37,725百万円(平成14年3月31日現在)です。

調査方法は、平成4年以降の貸出金額を基準に抽出した大口不良債権を中心として、理事会議事録、融資関係の稟議書や付属書類等により融資審査の実態を1件ずつ精査し、融資した経緯、担保の徴求状況、回収手続等を中心に調査を行い、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反や任務懈怠の有無について関係者から事情を聴取するなどあらゆる見地から、総合的にを行い判断しました。なお、役員または関連会社及び親族企業への融資についても網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうか調査・検討しました。

2 調査結果

- (1) 大口融資案件については、融資審査会を設置し、理事長以下審査会メンバーによる幅広い検討により貸出資産の健全化を図ることを目的とし、①申込

金額が1億円を超える案件、②与信残高が2億円を超える案件、③重要異例な(債務者区分が破綻懸念先以下などの)案件については、その都度融資審査会を開き、この会の審議を経て決裁することになっていました。しかし、付議された案件の審議の議事録が作成されていないことから、審議内容が不明となっているほか、審査会における指示事項も不明となっております。しかも、今までに否決された事案がないことや、稟議条件が出された事案も破綻前2ヶ年の審議案件83件中5件に止まっており、融資審査会の機能が十分に発揮されていたとはいえない状況にありました。

特に、役員関連への貸出金については、損失の発生を前提としている等、極めて問題の多い貸出金であるにもかかわらず、融資審査会においては何ら検討も指示も出されていないなど、信用リスク面において融資審査会は全く機能していないのが実態でした。

(2) 金庫の役員関連に対する融資案件についても、原則は理事会において事前に承認が必要であるにもかかわらず、全件が事後承認となっている等、信用リスクを無視した極めて情実的な貸出の実行となっております。また、理事会議事録の記載にも不備があり、議事の内容が不明な会議が多く見受けられます。中には、業況悪化が進んでいる役員関連先への貸出において、安易に元本返済猶予を繰り返し、徴求すべき担保がありながら、保全措置を全く若しくは殆どとっていない事例、さらに株式投資資金というリスクの高い貸出金でありながら、全額を信用で実行しているほか、貸出実行金利も経済合理性のない極めて低い金利で実行するなど情実的で融資姿勢に厳正を欠いている事例もありました。

(3) これらの大口融資に際しては、総じて債務者からの申出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の調査等、事前に確認すべき事項の調査を怠っている案件が多々あり、保全面においても貸出当時、担保評価基準が曖昧なため、評価が甘く多額の保全不足が発生し

ているものも多く見受けられます。

また、これらの融資先の中には短期間で多額の融資を行い、ほとんど回収のできないまま不良債権化した案件や、特定債務者との癒着による情実的な過剰融資と思われる案件、関連会社を通じての大口信用供与限度超過回避のための迂回融資案件も見受けられます。因みにバブル期の融資審査とはいえ、相互牽制機能の形骸化をもたらしたことは、旧経営陣が受任者として善管注意義務を怠ったからに他ならないと思われま

- (4) さらに回収手続についても、これらの案件の中には債務者の申出どおり安易に条件変更に応じている案件のほか、法的手続等適切な管理に努めなかったために回収不能額が拡大している案件も見受けられます。

- (5) その他の余資運用の運用実態をみると、金銭信託及び有価証券運用については、平成11年から平成12年にかけて、約400億円の資金を有価証券の投資に回し、そのうち、投資信託に約120億円、事業債・金融債を中心とする社債に約90億円もの投資をしています。この巨額な投資が、ITバブルの崩壊とエンロン、マイカルといった事業会社の経営破綻の影響を受けて、投資信託で43億円、社債等の売却により19億円の損失を被る結果となりました。

当信用金庫の規模からして400億円もの資金を有価証券運用に回し、その半分もの資金を投資信託等の元本保証の無いリスクのある金融商品への投資を行ったことは、正常な経営判断であったかどうか疑義があります。本余資運用の実態は、損の先送りの認識を持ちながらの余資運用であり、ロスカットルールという基準を無視した運用の結果、多額の損失を発生させた元役員の経営責任は大きいと思料されますが、今後も詳細の調査が必要なため、現時点では責任追及に踏み切るまでには至っておりません。

3 調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営陣の任務懈怠により信用金庫法第35条各号に基づく理事の責任、同第21条(金庫持分の禁止)、同第39条(商法等の準用)、出資法第3条(浮き貸しの禁止)、民法第644条(受任者の善管注意義務)、民法第715条(使用者の責任)等に基づく一般的な違反の事実関係の有無について調査を行ってきました。その結果、①特定役員関連貸出先に対する情実的な融資、②特定債務者との癒着による情実的な過剰融資案件、③短期間で多額の融資を行い、ほとんど回収できないまま不良債権化した融資案件、④関連会社を通じて大口信用供与限度超過を回避した迂回融資案件などについて問題があると考えられましたが、民事提訴を行うためには、今後、さらに融資金の流れ及び有価証券運用等の詳細について調査を行う必要があると考えます。

第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記の通り、旧経営陣に対する刑事及び民事の責任追及に関しては、更なる調査を行う必要があり、現時点において責任追及に踏切るまでに至っていません。

今後、株式会社整理回収機構による調査等によって新たに事実が判明する可能性があることから、株式会社整理回収機構において責任追及が行えるよう、従前の調査資料を同社に引き継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以上